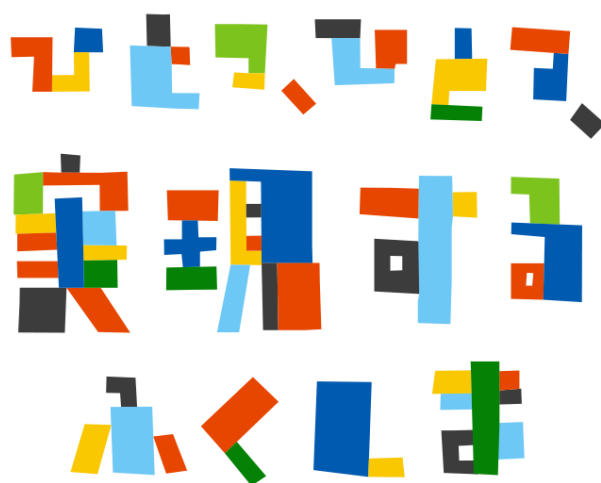


地域ぐるみ監視体制づくり支援事業活動事例・
Q & A集



令和8年4月

福島県生活環境部産業廃棄物課

はじめに

不法投棄による環境汚染は、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼす問題となるばかりでなく、その原状回復には長い時間と多大な労力、そして多額の費用が必要となります。そのため、未然防止や早期発見が何よりも重要であり、県・市町村等の行政主体による監視に加え、県民の方一人一人が「不法投棄はしない、させない、許さない！」という意識を持ち、地域の生活環境を守るための監視活動の輪が広がることも必要です。

県では、地域住民の方による意識醸成と日常的な監視体制づくりを支援する「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」による補助金制度を導入して10年余りが経ち、県内各地でこの事業を活用して様々な取組が展開されました。

この事例・Q&A集は、これまでの取組や質問の中から代表的なものをご紹介します。これからこの活動への取組を検討している地域の住民団体が、活動計画を策定する際の参考としてご活用いただければと思います。

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業とは？

不法投棄防止に係る次の活動（2つ以上実施する場合に限る。）を行う地域住民団体（町内会、自治会等）に補助金を交付するものです。

- ① 啓発活動（不法投棄防止を目的とした研修会や啓発チラシの作成等）
- ② 監視パトロール活動（地域住民によるパトロール活動等）
- ③ 地域環境整備活動事業（不法投棄物の撤去、再発防止活動等）

- ・対象地域 県内（福島市、郡山市及びいわき市を除く。）
- ・募集期間 毎年、県ウェブサイト等でお知らせします。
- ・補助金額 最大50万円（補助率10分の10）
- ・申込先 事業を行う市町村を管轄する各地方振興局

目次

I 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業活動事例


1 啓発活動	1
2 監視パトロール活動	4
3 地域環境整備活動	6

II 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業Q & A

1 対象者	8
2 対象事業	8
3 対象経費	10
4 事業期間	11
5 事業計画	11
6 交付申請	11
7 変更の承認申請	12
8 概算払い	12
9 状況報告	13
10 完了報告	13
11 実績報告	13
12 その他	14

I 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業活動事例

1 啓発活動

主な活動事例
<ul style="list-style-type: none">■啓発用ステッカー・チラシやロゴ入りタオルを作成して地域住民に配布■地域の事業所に啓発用ポケットティッシュを配布して店頭等に設置を依頼■地域内で勉強会を開催■小学校の出前講座のために学習用資料を作成■地域内の施設（集会所等）に啓発用のぼり旗を設置■道路脇等に啓発用看板を設置■地域の文化祭に出展して不法投棄現場や撤去活動の啓発用写真等を掲示
活動状況写真
 <p data-bbox="624 1856 983 1895">啓発用ステッカーの作成</p>



不法投棄は犯罪です!

不法投棄は絶対許されません!!

その原因は、モラルの欠如によるものです。心ない人の無責任な行動を許さず、みんなの手で美しく豊かな環境を守っていきましょう。

ごみの不法投棄をなくすには?

- 一人ひとりが自覚を持ち、自分のごみは自分でルールを守って適正に処理をしましょう。(町内のごみステーションにおいて、灯油が一部入ったままのポリタンクが出された事) 例がありました。危険ですので、灯油は必ず空から出してください。
- まちをいつも美しく保つため、地域で協力してごみを捨てられない環境をつくりましょう。
- 土地や建物の占有者(管理者)は不法投棄を誘発しないよう清潔の保持に努めましょう。
- みんなの目で、不法投棄を監視しましょう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第16条(投棄禁止)
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条(罰則)
第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。(法人においては3億円以下の罰金)

チラシの作成

ESD 環境学習 令和3年10月12日実施 **遊水会**

街のゴミが川のごみへ、川のごみが海のごみへ

海に流れ込むプラスチックごみの8割は、私たちが暮らす陸地から発生しています。ゴミ捨てられたごみや、正しい捨て方をされずに残り残されたゴミは、風や雨に運ばれ排水溝や川をとり、海に流れ込みます。流れ込んだプラスチックごみの5%は海岸、1%は海面へ、そして94%がやがては海底にしずんでいくといわれています。(出展元:「海洋ごみ問題について」(環境省))

海に流れ込んだゴミによる影響

- 生き物への影響**
ゴミが身体に巻き付いていく込み、傷つけてしまうことがあります。また、エサと間違えて食べてしまうことがあります。栄養のないプラスチックごみでお腹がいっぱいになってしまうと、本来のエサが食べられなくなり、生き物は弱ってしまいます。
- 景観への影響**
ごみのせいでせっかくのきれいな景色が育かされていきます。人が立ち入りたくない場所にも流れ着くため、汚れた状態が長く続いています。
- 漁業への影響**
プラスチックごみが網に絡まるなど、漁業の妨げになってしまいます。海底にごみがあると、生き物がすみにくくなるなど、漁場環境の悪化につながる要因になるといわれています。

私たちができること

- 私たちの大切な、きれいな海を未来に引き継ぐため、自分にできることから始めてみましょう。
- ゴミの分別を徹底して、資源を有効活用しましょう。
- 資源は大切に使い、ゴミを減らしましょう。
- 資源は大切に使い、ゴミを減らしましょう。
- 資源は大切に使い、ゴミを減らしましょう。
- 資源は大切に使い、ゴミを減らしましょう。
- 資源は大切に使い、ゴミを減らしましょう。
- 資源は大切に使い、ゴミを減らしましょう。

出前講座の学習用資料の作成



のぼり旗の作成



地域文化祭で啓発

2 監視パトロール活動

主な活動事例

- ロゴ入りジャンパー、腕章等を作成し、地区のパトロールを実施
- 車両にマグネットを張り付けてパトロールを実施

活動状況写真



ジャンパー着用による監視パトロール



腕章着用による監視パトロール



パトロール車両用マグネットの作成



車両による監視パトロール

3 地域環境整備活動

活動事例

- 不法投棄物の撤去作業
- 不法投棄再発防止の看板を設置

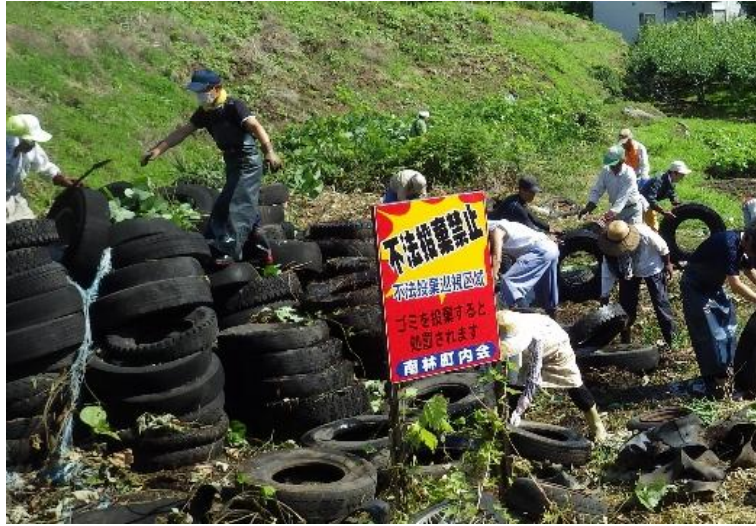
活動状況写真



ポイ捨てごみの清掃



建設系廃棄物等の撤去



廃タイヤの撤去



撤去箇所の看板の設置

Ⅱ 地域ぐるみ監視体制づくり支援事業Q & A

1 対象者

No.	質問	回答
1	どのような実施団体が補助対象ですか。	実施する地区の住民の方が参加している団体が対象です。実施団体には、町内会、環境美化委員会等の任意団体も含まれます。
2	実施する地区（市町村）以外の方が参加する実施団体でも補助対象となりますか。	実施する地区（市町村）に住んでいる方が中心に構成されている実施団体であれば、補助対象となります。

2 対象事業

No.	質問	回答
1	不法投棄されていない場所以外に立て看板を設置し、不法投棄防止を啓発する事業は対象となりますか。	啓発活動事業として補助対象となります。なお、看板の設置については、土地所有者から承諾を得てください。 また、通報先の名称や連絡先を記載する場合には、通報先の承諾を得てください。
2	投棄者等が分かっている廃棄物を撤去する事業は補助対象となりますか。 また、土地の所有者・管理者の承諾を得ないで撤去を行う場合には補助対象となりますか。	いずれも補助対象外です。不法投棄廃棄物を撤去する事業については、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業実施要領別表1に掲げる条件を全て満たす必要があります。
3	不法投棄廃棄物を撤去したいのですが、実施する事業が地域環境整備事業のみの場合でも補助対象となりますか。 また、撤去を行わない場合でも補助対象となりますか。	地域ぐるみ監視体制づくり支援事業実施要綱で定める事業（①啓発活動事業、②監視パトロール活動事業、③地域環境整備活動事業）のうち2以上の事業が実施されるものが補助対象となります。

No.	質問	回答
4	不法投棄廃棄物の撤去を業者に全面委託し、地域環境整備事業に要する経費が撤去委託料のみとなりますが、補助対象となりますか。	補助対象外です。実施団体において、業者による撤去時に周辺環境整備等を実施することが活動の条件となりますので、これに必要な経費を計上してください。
5	地域環境整備事業に要する経費で不法投棄廃棄物の撤去委託料が全体事業費の5割を超えますが、補助対象となりますか。	補助対象外です。本事業は不法投棄廃棄物を撤去することを目的としていないためです。
6	現在事業を実施中ですが、補助対象となりますか。	補助金の交付決定後に着手される事業が補助対象です。
7	補助金の交付決定を受けて事業を開始しましたが、途中で事業を中止することはできますか。	実施団体は、補助事業を行わなければなりません。その後の事情変更等により事業の継続が困難であると認められる場合には、中止の承認を受ける必要がありますので、県に相談してください。その際、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返納をしていただくことがあります。
8	来年度も同一の地区で事業を実施したいのですが、補助対象となりますか。	補助の期間は原則1年となりますが、特に必要と認める場合には、最長3カ年を限度に継続を認める場合があります。この場合であっても、交付申請等は事業の実施年度ごとに行う必要があります。
9	過去にこの補助金の交付を受けて事業を実施した地区（場所）において、同一又は別の実施団体が事業を再度行っても補助対象となりますか。	前回の事業の完了から5年を経過している地区であれば、実施団体にかかわらず、補助対象となります。

No.	質問	回答
10	監視カメラの購入費用は補助対象となりますか。	<p>補助対象外です。不特定多数の人物が撮影されるおそれがあり、個人のプライバシーの保護に配慮した運用が難しいためです。監視カメラを設置したい場合は各地方振興局にご相談ください。</p> <p>なお、ダミーカメラの購入費用、「監視カメラ監視中」などの文言を示した看板の購入費用は補助対象となります。</p>

3 対象経費

No.	質問	回答
1	どのような経費が補助対象となりますか。	<p>主な補助対象経費は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費（プリンターインク、啓発資材、帽子、たすき、ジャンパー、腕章、車両マグネット、軍手、長靴、安全ベスト、ゴーグル、鎌、ゴミばさみ、スコップ、草刈り機替刃、チェーンソー替刃、のこぎり、ゴミ袋、のぼり旗、立て看板、杭、ロープ、セーフティーコーン、作業従事者の弁当・飲み物の購入費等） ・印刷製本費（チラシの作成費、資料コピー代等） ・燃料費（車両、草刈機等の燃料代） ・通信運搬費（各種連絡経費等） ・保険料（作業従事者の傷害保険料等） ・委託料（廃棄物の収集運搬・処分費等） <p>また、次の経費は補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の日当

		<ul style="list-style-type: none"> ・車両、草刈機・チェーンソー等の損料 ・不動産及びその従物の購入費 ・10万円以上の備品、中古品、監視カメラの購入費 等 <p>なお、詳細はお問い合わせください。</p>
--	--	---

4 事業期間

No.	質問	回答
1	事業期間はいつまでですか。	実施年度の3月31日までに事業を完了してください。

5 事業計画

No.	質問	回答
1	事業実施の申込みはいつまでですか。	<p>県産業廃棄物課のウェブサイト等でお知らせする申込期間内に事業計画書を提出してください。</p> <p>(申込期間の例：令和8年4月22日～10月30日)</p>
2	事業計画書を提出すれば、必ず補助対象となりますか。また、審査結果のお知らせはありますか。	<p>年度内の予算に限りがありますので、補助要件を満たしていても、予算の範囲を超える申請があった場合は、補助を受けられないことがあります。</p> <p>なお、審査結果はお知らせします。</p>

6 交付申請

No.	質問	回答
1	補助金の交付申請書はいつまでに提出すればよいですか。	事業計画に対する審査結果をお知らせする際に、交付申請書の提出期限を併せてお知らせします。

No.	質問	回答
2	<p>交付申請をしてからどれくらいの期間で審査が終わりますか。</p> <p>また、交付決定の時期はいつ頃ですか。</p>	<p>審査の完了は県が申請書類を受理した後、およそ2～3週間となります。交付決定については、交付申請ごとに随時行います。</p>

7 変更の承認申請

No.	質問	回答
1	<p>事業着手後に全体の事業費が20%以内で増大しましたが、手続きは必要ですか。</p> <p>また、20%以内の減少の場合ではどのようになりますか。</p>	<p>事業費の増大により交付決定額を上回る場合には、変更の承認申請を行ってください。ただし、予算執行の状況により、増額が認められない場合があります。20%以内の減少の場合は不要です。</p> <p>ただし、予算執行の状況により、増額が認められない場合があります。</p> <p>なお、実績報告時に変更承認が必要な変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となります。</p>

8 概算払い

No.	質問	回答
1	<p>概算払いはできますか。</p>	<p>県が必要と認める場合に交付することができますので、概算払いを要する理由を記した書類を添えて、概算払請求書を提出してください。</p>

9 状況報告

No.	質問	回答
1	12月31日現在で事業に着手していませんが、状況報告書の提出は必要ですか。	必要です。途中経過や今後のスケジュールを記載して提出してください。

10 完了報告

No.	質問	回答
1	実績報告書を提出すれば、完了報告書の提出は省略できますか。	省略はできません。

11 実績報告

No.	質問	回答
1	購入元の請求書の写しの添付は必要ですか。	原則不要です。
2	領収書に必要な記載項目を教えてください。	①宛名には事業主体者名（団体名等）、②品名には対象経費であることがわかる商品名、③日付けには交付決定を受けた日以降で事業完了日までの日付が記載されたものを添付してください。
3	領収書はレシートでもよいですか。	領収書に記載を要する事項が確認できれば、レシートでも差し支えありません。

12 その他

No.	質問	回答
1	<p>事業が完了し、実施年度中に必要な書類を提出しましたが、翌年度以降に提出が必要な書類はありますか。</p>	<p>事業を完了した年度の翌年度から3年間、毎年4月15日までに、監視パトロール活動等の取組状況報告書を提出してください。</p> <p>また、補助金の収支状況を記載した会計帳簿等を5年間保存してください。</p>